国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
フランス	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
ブルガリア	レヴ	254	175	95	95	25	40	40
ベラルーシ	ルーブル	276	190	103	103	28	43	43
ベルギー	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
ポーランド	ズロティ	552	379	207	207	55	86	86
ボスニア・ヘルツェゴビナ	マルカ	254	175	95	95	25	40	40
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	デナル	7,960	5,470	2,990	2,990	800	1,240	1,240
ポルトガル	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	2,707	1,861	1,015	1,015	271	423	423
ラトビア	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
リトアニア	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
ルーマニア	レイ	595	405	220	220	60	95	95
ルクセンブルク	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
ロシア	ルーブル	8,420	5,790	3,160	3,160	840	1,320	1,320